

第五次下野市行政改革大綱 策定方針（案）

令和7年3月

1. これまでの取り組み

(1) 行政改革大綱

本市は、平成18年1月の3町合併直後から「下野市集中改革プラン」を実施し、平成19年3月策定の「下野市行政改革大綱・実施計画」（平成18～21年度）では、その実行を通じて行政のスリム化に努め、合併後の市政運営体制の確立を図ってきました。

平成22年2月には「第二次下野市行政改革大綱・実施計画」（平成22～26年度）を策定し、引き続き財政健全化や事業の整理統合など「量的側面の改善」と、組織体制の見直しや行政サービスの改善・充実など「質的側面の向上」を図り、平成27年2月策定の「第三次下野市行政改革大綱・実施計画」（平成27～令和元年度）では、自治基本条例施行後初めての大綱となることから、市民との協働をより強化するとともに、平成28年5月の新庁舎への機能集約を機に、組織の強化・効率化等を推進してきました。

令和2年1月には「第四次下野市行政改革大綱・実施計画」（令和2～6年度）を策定し、「行政改革は行政運営における改善である」という位置付けのもと、「質の高い行政サービスの推進」「効率的・効果的な行政経営の推進」「将来にわたり持続可能な財政運営の推進」を基本方針として掲げ、持続可能な行政運営の確立を目指して参りました。

令和7年3月には、策定中の第三次総合計画と次期行政改革大綱との整合性を図り、計画期間の始期を合わせるため、現行の行政改革大綱の期間を令和7年度まで延長しました。

(2) 下野市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進方針の策定（令和4年3月）

近年の情報通信技術の目覚ましい発展は、私たちの社会生活に多大な影響を与え、特に、パソコンやスマートフォン等は、日常生活において必要不可欠なものになりつつあります。また、AI等の新たな技術の活用により、これまでにない新たな価値を生み出し、課題や難題を解決しようとする取組が進められています。

政府は「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（IT新戦略）」（令和2年7月閣議決定）において、デジタル強靱化社会の実現に向け、本格的・抜本的な社会全体のデジタル化を進める必要があるとしており、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月閣議決定）では、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を示しました。

また、この実現のためには、住民に身近な行政を担う市区町村の役割が極めて重要であると認識し、デジタル社会構築に向けた各施策を効果的に実行していくためには、自治体として足並みを揃えて、自治体のデジタル・トランスフォーメーション（以下、「自治体DX」）に取り組む必要があるとし、政府は「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX推進計画）」（以下、「自治体DX推進計画」）を策定しました。

こうした背景を踏まえ、本市においても、デジタル技術等を活用して市民の利便性を向上させ、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げることを目的に、本市のDXの実現に向け、基本方針を策定いたしました。

- 南河内町・石橋町・国分寺町の合併により下野市が誕生

下野市集中改革プラン (第一次)行政改革大綱 (H18～H21)

行政の
スリム化

- 持続性のある行政運営に向けたスリムな行政組織と健全な財政運営の推進
- 既存計画よりも一歩踏み込んだ行財政改革の推進
- 市民との協働による改革の推進
- 民間事業者の活用を通じた、行政サービス・業務の担い手の多様化

第二次行政改革大綱 (H22～H26)

「あれもこれも」から
「あれかこれか」へ

- 自治基本条例の制定 (H26)
- 新市建設計画の延長 (~H32)

- 量的側面の改善
- 質的側面の向上
- 更なる協働の推進

第三次行政改革大綱 (H27～R1)

自治基本条例を意
識した市民協働の
より一層の推進

「市民との協働による持続的に 発展するまちづくり」

- さらなる協働の推進
- 量的側面の改善
- 質的側面の向上

第四次行政改革大綱 (R2～R7)

行政改革は“まちづく
り”ではなく、行政運
営における改善であ
るという位置付けに
整理。

「未来へ知恵と協働で築く持続 可能な行政運営の確立」

- 質の高い行政サービスの推進
- 効率的・効果的な行政経営の推進
- 将来にわたり持続可能な財政運営の推進

- 下野市デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進方針の策定 (R4)

第五次行政改革大綱 (R8～R12)

2. 第五次行政改革大綱策定方針について

進行する少子高齢化、人口減少時代の到来、東京一極集中など、急速に変化する社会情勢において、多様化する市民ニーズに的確に対応していくため、効率的で将来にわたり持続可能な市政運営が求められます。

また、将来的に労働人口が減少すること、また自治体の経営資源が制限されることが見込まれる中、持続的な公共サービスを提供するには、AI や IoT を活用するなどして、事務の自動化・省略可を図り、より効率的に事務を処理する体制の構築が必要不可欠であります。

そのような社会情勢を踏まえながら、このたび、「第四次下野市行政改革大綱」の計画期間の終了に伴い、引き続き、本市が抱える行政課題に対応するため「第五次下野市行政改革大綱」を策定します。

なお、「第五次下野市行政改革大綱」における基本目標及び基本方針は次のとおりとします。

基本目標

市民とともに築く 社会変化に対応できる持続可能な行政運営

当市における最高規範である下野市自治基本条例の理念に基づき、市民参画と協働による取り組みを実行し、「質の高い行政サービスの推進」、「効率的・効果的な行政運営の推進」、「将来にわたり持続可能な財政運営の推進」を基本方針として、市民に信頼される行政経営を行うための「質的側面の向上」、「量的側面の改善」に取り組むこととする。

- 当市の最高規範である自治基本条例に基づき、市民と協働で推進していく。
- 第四次までに確立した体制継承し、引き続き推進していく方針。

基本方針

- 1 質の高い行政サービスの推進
- 2 効率的・効果的な行政運営の推進
- 3 将来にわたり持続可能な財政運営の推進

3. 構成

- 第五次下野市行政改革大綱
- 第五次下野市行政改革大綱実施計画

4. 実施期間

第五次下野市行政改革大綱の実施期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

5. 行政改革大綱の構成について

第五次下野市行政改革大綱		
第1章	行政改革大綱策定の趣旨	<ul style="list-style-type: none">● 本市を取り巻く現状と課題● これまでの取組● 新たな行政改革大綱の必要性
第2章	行政改革の基本方針	<ul style="list-style-type: none">● 3つの基本方針について
第3章	実施期間	<ul style="list-style-type: none">● 実施期間について
第4章	推進方針	<ul style="list-style-type: none">● 推進体制について● 市民との協働による推進について
第5章	行政改革の推進項目	<ul style="list-style-type: none">● 3つの基本方針に付随する推進項目について

6. 行政改革大綱実施計画について

第五次下野市行政改革大綱実施計画の策定にあたっては、はじめに現計画の総括を行い、実施計画への継続や見直しを行う実施項目の整理を行うとともに、新たな実施項目の抽出を行います。

なお、実施計画の策定にあたっては、市民にわかりやすい行政運営とするため、成果を重視する目標管理型の行政運営とし、行政改革の実効性の確保に重点を置きます。

そのための具体的な方策として、推進項目を設定し、そこに紐づく個別の実施項目については、所管課、実施時期、年次計画期間や達成目標等の透明性を確保します。

7. スケジュール

別紙 策定スケジュール参照